

## 開発許可の手引き改訂箇所新旧対照表（2017年4月1日）

No.	新	旧	備考																														
1	<p>事務編 18 ページ</p> <p>(1) 開発許可と他の法令との調整</p> <p>① 開発許可を要する開発行為が、農地法により転用が制限される土地について行われる場合には、開発許可と転用許可とは原則として同時に行うので、松江市農業委員会事務局と調整を図ること。</p> <p><u>なお、4ha 以上の農地転用については中四国農政局と事前協議の上、市長の許可が必要となる。</u></p>	<p>事務編 18 ページ</p> <p>(1) 開発許可と他の法令との調整</p> <p>① 開発許可を要する開発行為が、農地法により転用が制限される土地について行われる場合には、開発許可と転用許可とは原則として同時に行うので、松江市農業委員会事務局と調整を図ること。</p> <p>なお、2ha 以上 4ha 未満の農地転用については中四国農政局と事前協議が、4ha 以上の農地転用については大臣許可がそれぞれ必要となる。</p>	変更																														
2	<p>事務編 33～34 ページ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">編冊順序</th> <th style="width: 40%;">書類名</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>開発行為許可申請書 別記様式第2又は第2の2</td> <td>正副ともに押印すること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>設計説明書 様式第3号</td> <td>公共施設の管理予定者欄は必ず記載すること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>開発区域位置図</td> <td>縮尺 10,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり 著作権者の許諾を得ること 方位・縮尺を記載</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>開発区域図</td> <td>縮尺 5,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり</td> </tr> </tbody> </table>	編冊順序	書類名	備考	1	開発行為許可申請書 別記様式第2又は第2の2	正副ともに押印すること	2	設計説明書 様式第3号	公共施設の管理予定者欄は必ず記載すること	3	開発区域位置図	縮尺 10,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり 著作権者の許諾を得ること 方位・縮尺を記載	4	開発区域図	縮尺 5,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり	<p>事務編 33 ページ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">編冊順序</th> <th style="width: 40%;">書類名</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>開発行為許可申請書</td> <td>都市計画区域内は 例規・様式編 P 62 都市計画区域外は 例規・様式編 P 63 正副ともに押印すること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>設計説明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>開発区域位置図</td> <td>縮尺 10,000 分の 1 以上 著作権者の許諾を得ること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>開発区域図</td> <td>縮尺 5,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり</td> </tr> </tbody> </table>	編冊順序	書類名	備考	1	開発行為許可申請書	都市計画区域内は 例規・様式編 P 62 都市計画区域外は 例規・様式編 P 63 正副ともに押印すること	2	設計説明書		3	開発区域位置図	縮尺 10,000 分の 1 以上 著作権者の許諾を得ること	4	開発区域図	縮尺 5,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり	追加
編冊順序	書類名	備考																															
1	開発行為許可申請書 別記様式第2又は第2の2	正副ともに押印すること																															
2	設計説明書 様式第3号	公共施設の管理予定者欄は必ず記載すること																															
3	開発区域位置図	縮尺 10,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり 著作権者の許諾を得ること 方位・縮尺を記載																															
4	開発区域図	縮尺 5,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり																															
編冊順序	書類名	備考																															
1	開発行為許可申請書	都市計画区域内は 例規・様式編 P 62 都市計画区域外は 例規・様式編 P 63 正副ともに押印すること																															
2	設計説明書																																
3	開発区域位置図	縮尺 10,000 分の 1 以上 著作権者の許諾を得ること																															
4	開発区域図	縮尺 5,000 分の 1 以上 開発区域は朱線で枠どり																															

		著作権者の許諾を得ること 方位・縮尺を記載
5	公共施設管理者の同意書 様式第1号	開発区域外であっても、関連がある既存施設は同意を得ること
6	公共施設管理予定者との協議経過書 様式第2号	開発区域外であっても、開発行為に関する工事については、協議を行うこと。
7	道路工事施行承認書	道路内工事を行う場合
8	法務局備付の地図 (公 図 等)	法務局で取得した登記官の証明印があるものを添付、開発区域線は朱線で枠どり方位の表示、里道は赤、水路は青で着色、コピーを添付する場合は転写年月日、転写者氏名記入捺印
9	土地調書	開発区域内、隣接地 調査日、調査者氏名の記載、押印
10	権利者同意書 様式第4号 (隣接地の同意書は様式4号を参考に作成のこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発区域内権利者及び隣接地所有者</li> <li>・施行同意時のもの</li> <li>・土地一筆ごとの欄を作成し、記名・押印</li> <li>・同意書が個人の場合は「同意年月日、権利者の住所氏名」欄は全て自署とする。また、自署でない場合は実印の押印、印鑑証明書の添付</li> <li>・印鑑証明書の発行日と施行同意欄の日付は3箇月以内</li> <li>・変更許可申請を行う際、新たに開発区域に入る土地がある場合は、その部分について施行同意を取得</li> <li>○開発区域内権利者</li> <li>・根抵当権がある場合は筆ごと、債務者ごとに施行同意書が必要</li> </ul>

		著作権者の許諾を得ること
5	公共施設管理者の同意書	法第32条
6	公共施設管理予定者との協議経過書	法第32条
7	道路工事施行承認書	道路内工事を行う場合
8	法務局備付の地図 (公 図 等)	開発区域線は朱線で枠どり方位の表示、里道は赤、水路は青で着色、転写年月日、転写者氏名記入捺印
9	土地調書	開発区域内、隣接地
10	権利者同意書	開発区域内権利者 隣接地所有者
11	土地改良区の同意書	合併浄化槽を新設する場合
12	設計者の資格申告書	1ha以上の場合に必要
13	資金計画書	
14	申請者の資力等に関する申告書	法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）、納税証明書を添付
15	工事施行者の能力に関する申告書	法人の登記事項証明書、建設業の許可証明書を添付
16	官民境界確認書	
17	登記事項証明書	区域内の土地、建物の登記事項証明書
18	現況写真	開発区域は朱線で枠どり
19	その他市長が必要と認める図書	市街化調整区域内の開発行為については別途定める書類を添付
20	設計図等	別表のとおり（表3.6）

※ 「○」は必ず添付、「△」は内容によって添付、「×」は添付不要

※ 「自己業務用大」は面積が1ha以上

※ 用紙のサイズはA4判

11	土地改良区の同意書	合併浄化槽を新設する場合		
12	設計者の資格申告書 様式第5号	1ha 以上の場合に必要 P 32 [表 3. 4 設計者の資格] 及び (注) を参照		
13	資金計画書 別記様式第 3 1 収支計画 2 年度別資金計画 ◇添付書類 ・預金残高証明書 (自己資金の場合) ・融資証明書 (借入金の場合) ・自己の居住用又は 1 ha 未満 の自己の業務用の場合は不要	融資証明書には以下の内容を明記 ・当該開発行為の資金であること ・開発区域の地名 ・融資時期 (工事着手までに融資 が開始されること) 融資元が金融機関でない場合は、 融資証明書に融資元の実印を押印 し、印鑑証明書及び預金残高証明 書を添付		
14	申請者の資力等 に関する申告書 様式第 6 号	法人の登記事項証明書 (個人の場合は 住民票)、納税証明書を添付 ・納税証明書は原則として前年度 分の国税 (法人は法人税、個人 は所得税) とする		
15	工事施行者の 能力に関する申告書 様式第 7 号	法人の登記事項証明書、建設業の 許可証明書のコピーを添付		
16	官民境界確認書	法務局に測量図がある場合は法務 局で取得した測量図と現地の境界 プレートの写真の添付でも可。		
17	登記事項証明書	法務局で取得した登記官の証明印 があるものを添付 (正本はコピー 不可、副本はコピーでよい) 区域 内の土地、建物の登記事項証明書		
18	現況写真	・開発区域の全景 (上空からの写真など) ・開発行為の周囲 (複数方向から撮影) ・接続道路 開発区域は朱線で枠どり		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 97 259 177">19</td> <td data-bbox="259 97 591 177">その他市長が必要と認める図書</td> <td data-bbox="591 97 976 177">市街化調整区域内の開発行為については別途定める書類を添付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 177 259 225">20</td> <td data-bbox="259 177 591 225">設計図等</td> <td data-bbox="591 177 976 225">別表のとおり（表3.6）</td> </tr> </table> <p>※ 「○」は必ず添付、「△」は内容によって添付、「×」は添付不要</p> <p>※ 「自己業務用大」は面積が1ha以上</p> <p>※ 用紙のサイズはA4判</p> <p>※ <u>インデックス等で添付書類が分かるようにすること</u></p>	19	その他市長が必要と認める図書	市街化調整区域内の開発行為については別途定める書類を添付	20	設計図等	別表のとおり（表3.6）		
19	その他市長が必要と認める図書	市街化調整区域内の開発行為については別途定める書類を添付							
20	設計図等	別表のとおり（表3.6）							
3	<p>事務編 36 ページ</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="185 707 315 927">造成計画断面図</td> <td data-bbox="315 707 479 927">1/1,000 以上</td> <td data-bbox="479 707 983 927">           1. 造成計画平面図 8. にあたる記号            2. 切土又は盛土をする前後の地盤面            3. 計画地盤面（計画高を明示）            4. 開発区域の境界（朱線）            5. 切土又は盛土の色別         </td> </tr> </table>	造成計画断面図	1/1,000 以上	1. 造成計画平面図 8. にあたる記号 2. 切土又は盛土をする前後の地盤面 3. 計画地盤面（計画高を明示） 4. 開発区域の境界（朱線） 5. 切土又は盛土の色別	<p>事務編 35 ページ</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1014 707 1144 927">造成計画断面図</td> <td data-bbox="1144 707 1308 927">1/1,000 以上</td> <td data-bbox="1308 707 1812 927">           1. 造成計画平面図 8. にあたる記号            2. 切土又は盛土をする前後の地盤面            3. 計画地盤面            4. 開発区域の境界（朱線）            5. 切土又は盛土の色別         </td> </tr> </table>	造成計画断面図	1/1,000 以上	1. 造成計画平面図 8. にあたる記号 2. 切土又は盛土をする前後の地盤面 3. 計画地盤面 4. 開発区域の境界（朱線） 5. 切土又は盛土の色別	
造成計画断面図	1/1,000 以上	1. 造成計画平面図 8. にあたる記号 2. 切土又は盛土をする前後の地盤面 3. 計画地盤面（計画高を明示） 4. 開発区域の境界（朱線） 5. 切土又は盛土の色別							
造成計画断面図	1/1,000 以上	1. 造成計画平面図 8. にあたる記号 2. 切土又は盛土をする前後の地盤面 3. 計画地盤面 4. 開発区域の境界（朱線） 5. 切土又は盛土の色別							
4	<p>事務編 37 ページ</p> <p>(注) 1. 設計図には、これを作成した者が記名、捺印しなければならない。</p> <p>2. 凡例は、「開発許可申請の手引き」添付の申請図書の凡例一覧表を参照すること。</p> <p>3. <u>設計図の地盤高は標高で記載すること。</u></p> <p>4. <u>設計図の縮尺は縮小版表示などにせず、縮尺を合わせる<u>こと。</u></u></p>	<p>事務編 36 ページ</p> <p>(注) 1. 設計図には、これを作成した者が記名、捺印しなければならない。</p> <p>2. 凡例は、「開発許可申請の手引き」添付の申請図書の凡例一覧表を参照すること。</p>							

5	事務編 34 ページ <table border="1" data-bbox="185 156 981 236"> <tr> <td>12</td> <td>設計者の資格申告書</td> <td></td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </table>	12	設計者の資格申告書		○	△	△	事務編 33 ページ <table border="1" data-bbox="1016 156 1812 236"> <tr> <td>12</td> <td>設計者の資格申告書</td> <td></td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> </table>	12	設計者の資格申告書		△	△	△	変更
12	設計者の資格申告書		○	△	△										
12	設計者の資格申告書		△	△	△										
6	事務編 40 ページ (1) 基準の内容 前略 <table border="1" data-bbox="197 392 965 730"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>用途の例示</th> <th>利用形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 地域型保育給付の対象となる小規模保育事業等</td> <td>家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業に供する施設</td> <td>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設等であること。</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	用途の例示	利用形態	4 地域型保育給付の対象となる小規模保育事業等	家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業に供する施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設等であること。	事務編 39 ページ	追加						
種 別	用途の例示	利用形態													
4 地域型保育給付の対象となる小規模保育事業等	家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業に供する施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設等であること。													
7	事務編 50 ページ (12) 社会福祉施設 前略 <table border="1" data-bbox="185 922 987 1050"> <tr> <td>[添付書類]</td> </tr> <tr> <td>・理由書 ・ 県、市担当部局との調整を了した書類 ・ 建築物配置図 ・ 建築物平面図 ・その他</td> </tr> </table> (13) 医療施設 前略 <table border="1" data-bbox="185 1198 987 1326"> <tr> <td>[添付書類]</td> </tr> <tr> <td>・理由書 ・ 県、市担当部局との調整を了した書類 ・ 建築物配置図 ・ 建築物平面図 ・その他</td> </tr> </table>	[添付書類]	・理由書 ・ 県、市担当部局との調整を了した書類 ・ 建築物配置図 ・ 建築物平面図 ・その他	[添付書類]	・理由書 ・ 県、市担当部局との調整を了した書類 ・ 建築物配置図 ・ 建築物平面図 ・その他	事務編 49 ページ	追加								
[添付書類]															
・理由書 ・ 県、市担当部局との調整を了した書類 ・ 建築物配置図 ・ 建築物平面図 ・その他															
[添付書類]															
・理由書 ・ 県、市担当部局との調整を了した書類 ・ 建築物配置図 ・ 建築物平面図 ・その他															

	<p>事務編 51 から 52 ページ</p> <p>(14) 学校</p> <p>前略</p> <p>[添付書類]</p> <p>・理由書 ・ 県、市担当部局との調整を了した書類 ・  <u>建築物配置図</u> ・ <u>建築物平面図</u>  ・その他</p>		
8	<p>事務編 51 ページ</p> <p>(16) 特例取り扱い（「ソフトビジネスパーク島根」における建築物等の建築）  「ソフトビジネスパーク島根」の区域内における、建築物等の建築を目的とする開発行為等で、以下の第1項の対象要件に該当するものは、第2項の開発審査会への付議手続きにより取り扱うこととする。</p> <p>1. 対象要件</p> <p>(1)区域  「ソフトビジネスパーク島根」の区域とは、本特例施行時点における以下の地番の土地の区域をいう。</p> <p>①研究開発・公共施設ゾーン  <u>松江市北陵町1番、1番1、1番2、2番、3番1、3番2、3番3、3番4、3番5、3番6、3番7、3番8、3番9、3番10、3番12、3番13、3番14、3番15、4番1、4番2、4番3、4番4、4番5、4番6、5番1、5番2、6番、7番1、7番2、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、36番、37番、38番、39番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番1、46番2、46番3、46番4、46番5、46番6、47番、48番、49番1、49番2、49番4、50番1、51番1、51番2、51番3、52番1、52番2、52番3、52番4、53番1、53番2、53番3、54番1、54番2、54番3、55番、56番、57番、58番、59番、60番、60番1、61番</u></p> <p>②本社オフィスゾーン  <u>松江市北陵町62番、63番、64番、65番。</u></p> <p>(2)建築物等の要件</p>	<p>事務編 50 ページ</p> <p>新規</p>	追加

知事が「ソフトビジネスパーク島根」の理念、目的に沿っていると認めた建築物等であること。

(3)建築物等の用途

「ソフトビジネスパーク島根」の区域を「研究開発・公共施設ゾーン」「オフィスゾーン」に区分し、各ゾーンにおいて許可する建築物等の用途は、将来における当該区域の土地利用並びに周辺の土地利用との調和を考慮し以下のとおりとする。

- ① 研究開発型企業の業務用途に供する事務所、研究所、工場等  
パーク内で「研究開発」に取り組む企業  
パーク内の施設に研究開発スタッフ、研究機器等を確保され、本区域内で実際に新製品、新技術の開発に取り組む企業。この場合、製造部門の併設も可能。
- ② 人材育成機関  
企業の発展に貢献する人材を育成する教育機関  
学校教育法に規定する大学、短大、高等専門学校、専修学校、各種学校
- ③ ソフト産業の業務用途に供する事務所、研究所等  
産業の高度化、企業の研究開発をサポートする業種  
ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、経営コンサルタント業、デザイン業、ディスプレイ業、非破壊検査業、エンジニアリング業、機械設計業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業等
- ④ 試験研究機関  
・自然科学研究所  
理学、工学、農学、医学、薬学等の研究所  
・人文社会科学研究所  
文化、芸術などの人文科学又は政治、経済などの社会科学に関する研究所
- ⑤ ①～④以外の用途で、ソフトビジネスパーク島根の理念、目的に沿っていると認められる事務所、研究所、工場等  
製造業に係る工場等
- ⑥ ソフトビジネスパーク島根に立地する企業の従業員を主たる対象とする利便施設、公益施設  
コンビニエンスストア・飲食店（延べ床面積 200 ㎡以内のもの）、医療法に規定する診療所、社会福祉法に規定する保育所等

<p>■「研究開発・公共施設ゾーン」</p> <p>①～⑥のいずれかに該当するもので、準工業地域内に建築できる用途の建築物等であること。</p> <p>(※準工業地域内に建築できる用途の建築物とは、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)別表第2(ぬ)に掲げる建築物を除く建築物)</p> <p>■「オフィスゾーン」</p> <p>①～⑥のいずれかに該当するもので、第2種住居地域内に建築できる用途の建築物等であること。</p> <p>(※第2種住居地域内に建築できる用途の建築物とは、建築基準法別表第2(へ)に掲げる建築物を除く建築物)</p> <p>(4) 建築物等の形態、意匠</p> <p>本区域内の建築物等の形態、意匠は以下のとおりとする。</p> <p>① 建ぺい率 60/100 以下</p> <p>② 容積率 200/100 以下</p> <p>③ 壁面の位置</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、接面道路(一般車両が通行しない管理用道路は除く)との境界にあつては、敷地境界線(境界に法面がある場合は法肩線)までの距離は5m以上後退するものとする。ただし、敷地面積が5,000㎡以下の場合であつて、敷地境界線と建築壁面との間に、高木(成木に達したときの樹高が3m以上の樹木をいう)の植栽を10㎡当たり1本以上の密度で行う場合にあつては、この限りではない。</p> <p>④ 敷地の面積</p> <p>1,000㎡以上であること(ただし1(3)⑥は除く)</p> <p>2. 開発審査会への付議手続き</p> <p>上記記1.(3)①～④の用途に該当し1.に掲げるその他の基準にすべて合致する建築物の場合は、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱うこととし、事前に開発審査会に付議することなく許可を行い、直近に開催される松江市開発審査会に事後報告することとする。</p> <p>また、上記1.(3)⑤、⑥の用途に該当し1.に掲げるその他の基準にすべて合致する建築物の場合は、許可に際しあらかじめ開発審査会の議を経ることとする。</p>		
---	--	--

9	<p>事務編 53 ページ</p> <p><u>(17) 変更について</u></p> <p>開発審査会の議を経て許可を受けたものの変更手続きは、再度開発審査会への付議が必要となる場合があるので、事前に市長と協議しなければならない。</p>	<p>事務編 50 ページ</p> <p>新規</p>	追加
10	<p>事務編 67 ページ</p> <p>(6) 建築基準法との関連（省令第 60 条証明）</p> <p>建築基準法の規定による確認を受けようとする者は、その計画が本条の規定に適合していることを証する書面を確認申請書に添付しなければならない。</p> <p>なお、<u>省令第 60 条証明願には、「表 5. 3」の図書を添付しなければならない。</u></p>	<p>事務編 64 ページ</p> <p>(6) 建築基準法との関連（省令第 60 条証明）</p> <p>建築基準法の規定による確認を受けようとする者は、その計画が本条の規定に適合していることを証する書面を確認申請書に添付しなければならない。</p>	追加
11	<p>事務編 71 ページ</p> <p>(9) 建築基準法との関連（省令第 60 条証明）</p> <p>建築基準法による確認を受けようとする者は、その計画が本条の規定に適合することを証する書面を、確認申請書に添付しなければならない。</p> <p>なお、<u>省令第 60 条証明願には、「表 5. 3」の図書を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(10) 許可後の建築物に係る変更</u></p> <p>法第 43 条の許可を受けた後、建築物に変更を生じた場合、再度許可が必要となる場合がある。事前に開発指導係に協議すること。</p>	<p>事務編 68 ページ</p> <p>(9) 建築基準法との関連（省令第 60 条証明）</p> <p>建築基準法による確認を受けようとする者は、その計画が本条の規定に適合することを証する書面を、確認申請書に添付しなければならない。</p>	追加

12	<p>事務編 74 ページ</p> <p>[表 5. 3 都市計画法施行規則第 60 条「開発行為又は建築等に関する証明願」添付図書一覧]の追加掲載</p>	新規	新規
13	<p>事務編 77 ページ</p> <p>ただし、短期土地譲渡益重課制度、一般土地譲渡益重課制度については、平成 32 年 3 月 31 日までは認定を受けなくても適用除外となっている。<u>(詳細は税務署に確認すること。)</u></p>	<p>事務編 77 ページ</p> <p>ただし、短期土地譲渡益重課制度、一般土地譲渡益重課制度については、平成 29 年 3 月 31 日までは認定を受けなくても適用除外となっている。</p>	変更
14	<p>技術編 33 ページ</p> <p>松江市においては、特性係数法により下水道計画に採用している降雨強度式を次に示す。</p> <p><u>旧松江市内 : I 10=4, 420 / ( t +26)</u></p> <p><u>玉湯町、東出雲町 : I 10=6, 443 / ( t +37)</u></p> <p><u>宍道町 : I 10=5, 324 / ( t +31)</u></p>	<p>技術編 33 ページ</p> <p>松江市においては、特性係数法により下水道計画に採用している降雨強度式を次に示す。</p> <p>松江市内 : I 10=4, 420 / ( t +26)</p>	追加